

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

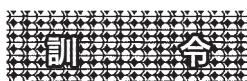
5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

| 調達する物品等及び数量 | 納入期限 | 納入場所及び仕様等の内容、問い合わせ先 | 入札及び開札の日時 | 等級区分 |
|---------------|----------------|--|--------------------------|------|
| ワイヤボンダー式 | 平成22年10月29日(金) | 岡谷市長地片間町1丁目3番1号 長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門 電話 0266(23)4000 | 平成22年7月15日(木) 午後1時30分 | A |
| ダイシングソー式 | 平成22年10月29日(金) | 岡谷市長地片間町1丁目3番1号 長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門 電話 0266(23)4000 | 平成22年7月15日(木) 午後3時 | A又はB |
| イオンスライサー式 | 平成22年8月31日(火) | 長野市若里1丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 材料技術部門 電話 026(226)2812 | 平成22年7月16日(金) 午前10時 | A |
| 高品質画像高速記録装置一式 | 平成22年9月16日(木) | 長野市若里1丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 材料技術部門 電話 026(226)2812 | 平成22年7月16日(金) 午後1時30分 | A又はB |
| 回転曲げ疲労試験機一式 | 平成22年10月29日(金) | 長野市若里1丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 材料技術部門 電話 026(226)2812 | 平成22年7月16日(金) 午後3時 | A又はB |

ものづくり振興課



長野県訓令第15号

本庁内部部局

現地機関

労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、平成22年6月30日から施行します。

平成22年6月28日

長野県知事 村井 仁

第25条第1項中「育児短時間勤務承認請求書（様式第4号の2）を所属長に提出しなければ」を「、所属長に対し、内部事務総合システムにより行わなければ」に改め、同条第2項中「とき、」を「とき又は」に改め、「又は当該育児短時間勤務に係る子を職員以外の当該子の親が養育できることになったとき」を削り、「様式第4号の3」を「様式第4号の2」に改める。

第26条第2項第3号中「又は要介護者」を削り、同項第4号中「深夜又は時間外において、」を「職員の配偶者で」に、「子を」を「子の親であるものが、深夜において」に、「養育」を「当該子を養育」に、「当該子の同居の親族又は当該請求に係る要介護者を常態として介護することができる当該要介護者の同居の親族がいる」を

「者に該当する」に改める。

第31条の3第2項中「とき、」を「とき又は」に改め、「又は当該育児休業等に係る子を職員以外の当該子の親が養育できることになったとき」を削り、同条第3項中「部分休業一部取消整理簿（様式第13号の5）」を「内部事務総合システム」に改め、同条第4項を削る。

様式第4号の2を削る。

「 様式第4号の3中 子を託児することになった。
 子を配偶者が養育することになった。」

を「 子を託児することになった。」に改め、同様式を様式第4号の2とする。

様式第5号中「第26条の2関係」を「第26条関係」に、

「 養育 介護」を

「 養育 介護」

時間外勤務制限の場合
 養育 条例第5条の2第2項
 介護 条例第5条の2第3項

に、「同居の親

族（16歳以上）」を「職員の配偶者で当該子の親である者」に改め、同様式の備考の5中「深夜において就業している者」を「深夜に

おいて就業」に、「者を」を「ことを」に改め、同5を同備考の6とし、同6の前に次のように加える。

5 「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及びその状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合に記入すること。

様式第5号の備考の4を削り、同備考の3を同備考の4とし、同備考の2を同備考の3とし、同備考の1を同備考の2とし、同2の前に次のように加える。

1 条例とは、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）をいう。

様式第5号の2中「第26条の2関係」を「第26条関係」に、「養育できる同居の親族がいる」を「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当する」に、

- 「 要介護者と職員との親族関係の消滅
(消滅の事由：
□ 同居しなくなった
□ 介護できる同居の親族がいることとなった」
- 「 要介護者と職員との親族関係の消滅
(消滅の事由：
□ 子を託児することになった。
□ 子を配偶者が養育することになった。」

改める。

様式第13号の4中「 子を託児することになった。
 子を配偶者が養育することになった。」

を

- 「 子を託児することになった。
」に改める。

様式第13号の5及び様式第13号の6を削る。

様式第25号中「経営戦略局長」を「総務部長」に改める。

人事課

長野県教育委員会訓令第8号

県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成22年6月30日から施行します。

平成22年6月28日

長野県教育委員会

第18条の2第1項中「育児短時間勤務承認請求書（様式第5号の3）を校長に提出しなければ」を「、校長に対し、内部事務総合システムにより行わなければ」に改め、同条第2項中「とき、」を「とき又は」に改め、「又は当該育児短時間勤務に係る子を職員以外の当該子の親が養育できることになったとき」を削り、「様式第5号の4」を「様式第5号の3」に改める。

第18条の3第2項第3号中「又は要介護者」を削り、同項第4号中「深夜又は時間外において、」を「職員の配偶者で」に、「子を」を「子の親であるものが、深夜において」に、「養育」を「当該子を養育」に、「当該子の同居の親族又は当該請求に係る要介護者を常態として介護することができる当該要介護者の同居の親族がいる」を「者に該当する」に改める。

第27条第3項中「とき、」を「とき又は」に改め、「又は当該育児短時間勤務に係る子を当該職員以外の当該子の親が養育できることになったとき」を削る。

様式第5号の3を削る。

様式第5号の4中「 子を託児することになった。
 子を配偶者が養育することになった。」

を「 子を託児することになった。
」に改め、同様式を様式第5号の3とする。

様式第6号中「 養育
 介護」を

「 養育
 介護」

に、「同居の親

族（16歳以上）」を「職員の配偶者で当該子の親である者」に改め、同様式の備考の5中「深夜において就業している者」を「深夜において就業」に、「者を」を「ことを」に改め、同5を同備考の6とし、同6の前に次のように加える。

5 「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及びその状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合に記入すること。

様式第6号の備考の4を削り、同備考の3を同備考の4とし、同備考の2を同備考の3とし、同備考の1を同備考の2とし、同2の前に次のように加える。

1 条例とは、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）をいう。

様式第6号の2中「養育できる同居の親族がいる」を「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当する」に、

「 要介護者と職員との親族関係の消滅
(消滅の事由：
□ 同居しなくなった
□ 介護できる同居の親族がいることとなった」

「 要介護者と職員との親族関係の消滅
(消滅の事由：
□ 子を託児することになった。
□ 子を配偶者が養育することになった。」

改める。

様式第28号中「 子を託児することになった。
 子を配偶者が養育することになった。」

「 子を託児することになった。
」に改める。

高校教育課
特別支援教育課